

札幌市工事等低入札価格調査要領

平成14年12月24日 財政局理事決裁

最近改正 令和5年2月14日

目次

- 第1章 総則（第1条 — 第2条）
- 第2章 一般的な入札における低入札価格調査
 - 第1節 対象工事等（第3条）
 - 第2節 低入札価格調査の実施等（第4条 — 第14条）
 - 第3節 監督及び検査（第15条）
 - 第4節 工事の低入札価格調査における特例（第16条 — 第20条）
- 第3章 総合評価落札方式における低入札価格調査（第21条）
- 第4章 補則（第22条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事、建設関連業に係る委託業務又は道路維持除雪業務（以下「工事等」という。）の請負の契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査を実施することに関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）又は施行令第167条の10の2第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）又は価格その他の条件が最も有利な者（以下「落札予定者」という。）に対して、その申し込みに係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるか否かについて実施する調査をいう。
- (2) 工事 札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号。以下「施行規程」という。）第2条第1項に規定する工事をいう。
- (3) W T O適用工事 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事をいう。
- (4) プラント工事 電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事のうち、次のア及びイに定めるものを除く工事をいう。
 - ア 建築工事における電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事
 - イ 土木工事における道路の融雪施設に係る工事、道路、公園、ダム及び河川にお

- ける照明設備に係る工事並びに立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。）の設備に係る工事
- (5) 設計等業務 工事に係る設計及び監理の委託業務（工事に係る監理のみの委託業務を除く。）をいう。
 - (6) 建築設計等業務 設計等業務のうち、業種が建築設計・監理業であるものをいう。
 - (7) 土木設計等業務 設計等業務のうち、業種が土木設計・監理業であるものをいう。
 - (8) 橋梁設計等業務 設計等業務のうち、業種が橋梁設計・監理業であるものをいう。
 - (9) 設備設計等業務 設計等業務のうち、業種が設備設計・監理業であるものをいう。
 - (10) 地質調査業務 工事に係る地質調査の委託業務をいう。
 - (11) 測量業務 測量の委託業務をいう。
 - (12) 支障物件調査業務 施行規程第53条に規定する支障物件に係る調査業務をいう。
 - (13) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費（機器費、設計技術費等直接工事費に相当するものを含む。）をいう。
 - (14) 共通仮設費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
 - (15) 現場管理費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
 - (16) 一般管理費等 工事、設計等業務、支障物件調査業務及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
 - (17) 直接人件費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
 - (18) 特別経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
 - (19) 技術料等経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
 - (20) 諸経費 設計等業務、地質調査業務及び測量業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
 - (21) 直接経費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
 - (22) その他原価 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
 - (23) 直接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
 - (24) 間接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
 - (25) 解析等調査業務費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
 - (26) 直接測量費 測量業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
 - (27) 測量調査費 測量業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
 - (28) 直接業務費 道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。
 - (29) 工事等担当部長 施行規程第2条第6号に規定する工事等担当部長をいう。
 - (30) 工事等担当課長 施行規程第2条第5号に規定する工事等担当部に属し、工事の施行等を担当する課長をいう。

第2章 一般的な入札における低入札価格調査

第1節 対象工事等

（対象工事及び委託業務）

第3条 施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）

の規定に基づく低入札価格調査の対象となる入札は、次の各号に掲げるものの請負の契約に係るものとする。

- (1) 工事のうち、次のアからイに掲げるもの
 - ア 設計金額が2億円以上のプラント工事
 - イ 設計金額が5億円以上の工事（プラント工事を除く。）
- (2) 設計等業務、地質調査業務、測量業務及び支障物件調査業務（以下「工事に係る業務」という。）のうち、設計金額が6千万円以上のもの
- (3) 特例政令の適用を受ける道路維持除雪業務
- (4) 次に掲げる積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している設計金額が3千万円以上の建設関連業に係る委託業務のうち、第2号に規定する工事に係る業務を除くもの（以下「その他建設関連業務」という。）
 - ア 財政局工事管理室発行の「設計業務等積算基準」又は「建築工事適用設計業務等積算基準」
 - イ 公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」
 - ウ ア又はイに定めるもののほか、国、地方公共団体、独立行政法人、公益財団法人等の機関が定めた積算基準

第2節 低入札価格調査の実施等

（工事の調査基準価格の算定方法等）

第4条 第3条第1号に定める工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）に、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定めるアからエの額の合計を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「工事の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち札幌市土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合
 - ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の7を乗じて得た額
- (2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。
 - ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の7を乗じて得た額
- (3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合
 - ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の7を乗じて得た額

2 前項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定める様式により、工事等担当課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

(1) 前項第1号に係る工事 様式1-1

(2) 前項第2号に係る工事 様式1-2

(3) 前項第3号に係る工事 様式1-3

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約締結専決権者が定める割合（小数点第2位まで）を工事の調査基準価格率とし、これを当該工事の入札書比較価格に乘じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 調査基準価格を設ける場合は、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

（工事に係る業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条 第3条第2号に定める工事に係る業務の調査基準価格は、当該工事に係る業務の入札書比較価格に、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエ（第4号にあってはアからウ）に定める額の合計を当該工事に係る業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「工事に係る業務の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事に係る業務の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 建築設計等業務及び設備設計等業務。ただし、次号に掲げる設備設計等業務を除く。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費に10分の7を乗じて得た額

(2) 土木設計等業務、橋梁設計等業務、並びに、次のアからエによる費目により予定価格を算出する設備設計等業務及び支障物件調査業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の5を乗じて得た額

(3) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費に10分の5を乗じて得た額

(4) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、次の各号に掲げる業務区分に応じ

て、当該各号に定める様式により、工事等担当課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

- (1) 前項第1号に係る業務区分 様式1-4
- (2) 前項第2号に係る業務区分 様式1-5
- (3) 前項第3号に係る業務区分 様式1-6
- (4) 前項第4号に係る業務区分 様式1-7
- (5) 積算費目の異なる業務区分が含まれている工事に係る業務 様式1-8

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約締結専決権者が定める割合（小数点第2位まで）を工事に係る業務の調査基準価格率とし、これを当該工事に係る業務の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 前条第4項の規定は、工事に係る業務について準用する。

（道路維持除雪業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条の2 第3条第3号に定める道路維持除雪業務の調査基準価格は、当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に、次の各号に定める額の合計を当該道路維持除雪業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「除雪業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「道路維持除雪業務の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、道路維持除雪業務の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 直接業務費に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の4を乗じて得た額

2 前項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、様式1-9により、工事等担当課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約締結専決権者が定める割合（小数点第2位まで）を道路維持除雪業務の調査基準価格率とし、これを当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 第4条第4項の規定は、道路維持除雪業務について準用する。

（その他建設関連業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条の3 第3条第4号に定めるその他建設関連業務の調査基準価格は、当該その他建設関連業務と同種の工事に係る業務の調査基準価格の算定方法等により調査基準価格を設ける。この場合において、当該その他建設関連業務の調査基準価格の設定の手続きは第5条第1項から第3項までの規定を準用するものとし、同条第1項及び第3項中「工事に係る業務」とあるのは、「その他建設関連業務」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により調査基準価格を算定し難い場合その他特に必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該その他建設関連業務の入札書比較価格に一定の割合を乗じたものとする。この場合における一定の割合（以下「その他建設関連業務の調査基準価格率」という。）は10分の7.5とする。

3 第4条第4項の規定は、その他建設関連業務について準用する。この場合において、調査基準価格の算定方法の適用条項を併せて明示するものとする。

（予定価格調書への記載）

第6条 調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に工事、工事に係る業務、道路維持

除雪業務及びその他建設関連業務の調査基準価格率を分母が100である分数で記載する。
(入札の執行)

第7条 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査を実施したうえで落札者を後日決定する旨を告知し、落札を保留する。

(低入札価格調査の実施)

第8条 前条に該当するときは、入札執行者は必要に応じて当該工事等に係る工事等担当課長（工事管理室の検査の対象となる工事等については、当該工事等を担当する工事管理室の課長職を含む。）とともに、低入札価格調査を行う。この場合においては、別表1に定める調査事項について最低価格入札者から資料の提出を求め、事情を聴取し、及び関係機関への照会等を行うものとする。

2 前項の調査において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、失格と判断する。この場合において、入札執行者は、第10条において作成する書面に失格と判断する旨を記載し、契約担当部長に報告のうえ、第11条に定める審議に諮るものとする。

(1) 指定された期限までに資料の全部または一部を提出しない場合

(2) 提出された資料に不備又は記載漏れがあり、指定した期限までに補正がなされない場合

(3) 事情聴取の調査に協力しない場合

(工事の失格判断基準)

第9条 第3条第1号に定める工事においては、別紙2-1のとおり失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）を設ける。

2 前条第1項による調査においては、まず工事費等内訳書調査書（様式4-1）により前項の失格判断基準による調査を行う。

3 前項の調査は、札幌市工事費等内訳書取扱試行要領（平成20年3月31日財政局理事決裁）第5条により提出された工事費等内訳書により行うものとする。ただし、当該内訳書により調査し難い場合はこの限りではない。

4 前2項の失格判断基準による調査の結果、失格と判断する場合は、入札執行者は、別表1に定める調査を経ずに、第10条において作成する書面に失格と判断する旨を記載し、契約担当部長に報告のうえ、第11条に定める審議に諮るものとする。

(調査結果の報告)

第10条 低入札価格調査を行ったときは、入札執行者は、その結果及び意見を記載した低入札価格調査結果報告書（様式2上段）を作成し、関係資料を添付して契約担当部長に報告する。

(契約担当部長等による審議)

第11条 契約担当部長は、入札執行者から前条の報告を受けたときは、当該工事等に係る工事等担当部長（工事管理室の検査の対象となる工事等については、工事管理室長を含む。）と審議を行い、最低価格入札者を落札者として認めるか否かを決定するものとする。この場合、審議結果調書（様式2下段）を作成し、審議経過を書面にて明らかにするものとする。

2 前項の審議を行う場合において、第8条第2項及び第9条第4項の規定に基づき失格と判断した調査その他契約担当部長が特に認める調査に係る審議は、契約担当部長の決裁に代えることができる。この場合、契約担当部長は前項により作成した審議結果調書の写しを速やかに工事等担当部長へ通知するものとする。

(落札結果の通知等)

- 第12条 前条の審議の結果をもって、最低価格入札者を落札者として決定した場合は、最低価格入札者に対して、その旨を記載した落札結果通知書(様式3-1)を交付するとともに、落札者以外の入札参加者に対しては最低価格入札者が落札者となった旨を記載した落札結果通知書(様式3-2)を交付する。この場合においては、当該工事等について第15条に規定する措置をとることを落札者に通知するものとする。
- 2 前条の審議の結果をもって、最低価格入札者を落札者としめない場合は、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条以降と同様の手続きを行う。
- 3 前項により次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としめない旨を記載した落札結果通知書(様式3-3)を、次順位者に対しては落札者となった旨を記載した落札結果通知書(様式3-1)を、最低価格入札者及び次順位者以外の入札参加者に対しては次順位者が落札者となった旨を記載した落札結果通知書(様式3-2)を交付するものとする。
- 4 第2項ただし書きに規定する手続の結果、調査基準価格を下回る入札をした次順位者を落札者として認めない場合には、第8条、第11条、前3項及び次項の規定は、「最低価格入札者」を「次順位者」と、「次順位者」を「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用する。また、更に、「次順位者の次の順位者」を落札者として認めない場合は、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用する。
- 5 前条の審議の結果をもって最低価格入札者を落札者としめない場合であって、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができる。

(契約締結専決権者への報告等)

- 第13条 入札執行者は、低入札価格調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)が失格判断基準を満たし、第11条の審議の結果、落札者として認められたときは、第10条及び第11条に規定する低入札価格調査の結果及び意見並びに審議経過を記載した様式2の書面を添付して契約締結専決権者に速やかに報告するものとする。
- 2 第11条の審議の結果をもって、調査対象者を落札者としめないときは、契約締結報告及び入札調書に、当該調査対象者がした入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(施行規程の適用がない業務)

- 第14条 第3条第3号及び第4号に規定する委託業務(以下「施行規程の適用がない業務」という。)の契約の場合において、第8条、別表1及び別表2中「工事等担当課長」とあるのは「施行規程の適用がない業務の委託を行う課長」と、第11条及び様式中「工事等担当部長」とあるのは「施行規程の適用がない業務の委託を行う部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3節 監督及び検査

(監督及び検査体制の強化等)

- 第15条 調査対象者を落札者として契約を締結したときは、当該工事等について別表2に定める監督及び検査体制の強化等に係る措置をとるものとする。
- 2 前項の契約の締結に当たっては、別紙1に定める特約条項を契約書に追加するものとする。

第4節 工事における低入札価格調査の特例

(対象工事の特例等)

第16条 第3条の規定にかかわらず、管財部長が必要と認める工事（以下「特例対象工事」という。）については、施行令第167条の10第1項に基づく低入札価格調査の対象とすることができる。この場合においては、当該工事の一般競争入札の告示において、その旨を明示するものとする。

2 前項の規定に基づき特例対象工事を低入札価格調査の対象とするときは、第4条、第6条、第9条及び第15条の規定は適用しない。

(特例対象工事における調査基準価格の算定方法)

第17条 特例対象工事の調査基準価格は、入札者の入札書（次の各号のいずれかに該当する入札書を除く。）に記載された金額の合計額を当該入札者数で除した額（小数点以下は切り捨てる。）とする。ただし、全ての入札者の入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額を調査基準価格とする。

- (1) 予定価格を超過した金額が記載された入札書
- (2) 予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない金額が記載された入札書

(市況連動型失格判断基準)

第18条 特例対象工事においては、別紙3のとおり失格と判断するための基準（以下「市況連動型失格判断基準」という。）を設ける。

2 特例対象工事の低入札価格調査においては、まず前項の市況連動型失格判断基準による調査を行う。

3 前項の調査の結果、失格と判断する場合は、入札執行者は、別表1に定める調査を経ずに、第10条において作成する書面に失格と判断する旨を記載し、契約担当部長に報告のうえ、第11条に定める審議に諮るものとする。

4 前3項の規定は、前条ただし書きの場合又は前条各号のいずれにも該当しない入札を行った入札者が1者のみの場合は適用しない。

(入札の無効に関する取り扱い)

第19条 前2条の規定に基づき算定した調査基準価格及び市況連動型失格判断基準は、算定後に入札の無効が判明した場合においても影響を及ぼさない。

(調査の一部省略等)

第20条 第8条第1項の規定にかかわらず、特例対象工事においては、別表1に定める調査事項の一部及び事情聴取を省略することができる。この場合において、第11条第2項中「第8条第2項」とあるのは「第8条第1項に規定する調査（第20条の規定により調査事項の一部及び事情聴取を省略した調査に限る。）並びに第8条第2項及び第18条第3項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により省略することができる調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事費等内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、機器費（プラント工事の場合のみ）の内訳）
- (2) 工事費等内訳書調査書（様式4-1）
- (3) その価格により入札した理由
- (4) 低入札価格調査の対象工事の施工場所付近における手持工事の状況
- (5) 低入札価格調査の対象工事に関連する手持工事の状況
- (6) 低入札価格調査の対象工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理条件）
- (7) 手持資材の状況
- (8) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

- (9) 手持機械等の状況
 - (10) 労働者の具体的供給見通し
 - (11) 過去に施工した公共工事の施工状況
 - (12) 経営内容
 - (13) 見積書（下請予定業者、納入予定業者等）
 - (14) 配置予定技術者名簿（様式5）
 - (15) 下請（予定）業者等一覧表（担当工事内容、会社名、経費内訳、請負金額など）（様式6-1）
 - (16) 労務者の確保（計画）（下請会社名、職種、労務単価、員数など）（様式7-1）
- 3 前2項の規定は、市況連動型失格判断基準を満たさない入札者を失格と判断しない場合及び第18条第4項に該当する場合は適用しない。

第3章 総合評価適用工事等における低入札価格調査

（総合評価落札方式を適用する工事及び業務の特例）

第21条 前章第2節及び第3節の規定は、札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱（平成18年3月29日財政局理事決裁。）第2条に規定する総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「総合評価適用工事」という。）及び業務（以下「総合評価適用業務」という。）について、施行令第167条の10の2第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき低入札価格調査を実施する場合に準用する。この場合においては、第4条第1項中「第3条第1号に定める工事」とあるのは「総合評価適用工事」と、第5条第1項中「第3条第2号に定める工事に係る業務」とあるのは「総合評価適用業務」と、第7条中「調査基準価格を下回る入札が行われた」とあるのは「落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る」と、「施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。））」とあるのは「施行令第167条の10の2第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。））」と、第8条第1項中「最低価格入札者」とあるのは「落札予定者」と、第9条第1項中「第3条第1号に定める工事」とあるのは「総合評価適用工事」と、「別紙2-1」とあるのは「別紙2-2」と、第2項中「前条第1項による調査においては」とあるのは「前条第1項の規定にかかわらず、総合評価適用工事においては、調査基準価格を下回る入札者に対して」と、「別紙4-1」とあるのは「別紙4-2」と、「調査を行う。」とあるのは「調査を行うことができる。」と、第11条及び第12条中「最低価格入札者」とあるのは「落札予定者であって調査基準価格を下回る入札をした者」と、第12条第2項中「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。））」とあるのは「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち落札予定者（以下「次順位者」という。））」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価適用工事（WTO適用工事を除く。）においては、別に定める基準により調査事項の一部及び事情聴取並びに監督及び検査体制の強化等に係る措置の一部を省略することができる。この場合において、第11条第2項中「第8条第2項」とあるのは「総合評価適用工事において別に定める基準により調査事項の一部及び事情聴取を省略した調査並びに第8条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(委任)

第22条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成14年12月25日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年12月25日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成7年規則第79号）第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年6月1日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成7年規則第79号）第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月14日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年2月14日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成7年規則第79号）第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月11日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年4月11日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成7年規則第79号）第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行（以下「施行日」という。）する。
- 2 この要領は、施行日以後に告示を行う工事等から適用する。
- 3 第9条の2第1項第1号において「最低価格入札者（前条第2項の調査により失格となった場合を除く）が低入札価格調査を受けている間」とある当該低入札価格調査の対象工事等には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする。
- 4 第9条の2第1項第2号において「低入札価格調査後、落札者となった者が当該工事等の受渡し日までの間」とある当該工事等の対象には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年6月1日以後に札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年2月5日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年2月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年3月25日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年7月5日から施行する。
- 2 第14条第2項に掲げる別紙1で規定する各工事成績評定及び通知公表要領については、平成22年3月31日以前にしゅん功した工事にあつては、札幌市請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月11日助役決裁）、札幌市交通局請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月30日管理者決裁）、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月30日管理者決裁）と読み替える。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日以後に開札する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年8月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月11日から施行する。
- 2 改正前の第3条第3号に掲げる業務の契約であつて、役務の提供を受け始める日が平成24年3月31日以前であるものに係る調査基準価格の算定その他の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日以後に告示する工事等から適用する。ただし、第5条の規定は、平成24年5月10日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年2月14日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年2月19日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年2月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日以後に告示する工事等から適用する。ただし、第5条の3の規定は、平成28年5月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年11月22日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年2月14日から施行する。

- 2 この要領は、この要領の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

別紙1

(工事用)

別紙（特約条項）

（施工体制台帳の内容に係る事情聴取の実施）

第〇条 受注者は、施工体制台帳の内容について、発注者から事情聴取を求められたときは、現場代理人若しくは受注者の支店長又は営業所長等がこれに応じなければならない。

（施工計画書の内容に係る事情聴取の実施）

第〇条 受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、発注者からその内容について事情聴取を求められたときは、現場代理人若しくは受注者の支店長又は営業所長等がこれに応じなければならない。

（工事完成後調査の実施）

第〇条 受注者は、発注者が工事完成後に札幌市工事等低入札価格調査要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第15条に基づく調査を行う場合、発注者から別に定める資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約保証金の増額）

第〇条 第4条第2項及び第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

（主任技術者の複数配置）

第〇条 発注者が発注した工事のうち、受注者がこの契約に係る入札における入札書提出期限の日（以下「入札書提出期限日」という。）を含む年度及び過去2年度にしゅん功した工事又は入札書提出期限日において施工中の工事に関して、次の各号のいずれかの要件に該当する場合は、第10条第1項第2号に規定する主任技術者とは別に、主任技術者と同一の資格を満たす技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。

なお、受注者が共同企業体であり、構成員の一が次の各号のいずれかの要件に該当する場合は、その該当する構成員が、第1条第12項の規定にかかわらず、第10条第1項第2号に規定する主任技術者とは別に、主任技術者と同一の資格を満たす技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。

- (1) 札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月9日財政局理事決裁）、札幌市交通局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月29日管理者決裁）、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月31日管理者決裁）及び札幌市病院局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月16日管理者決裁）に基づき、65点未満の工事成績評定を通知された場合
- (2) 品質管理、工期の遅延、安全管理に関し、札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）別表第1事故等に基づく措置基準により、参加停止措置又は書面による警告を受けた場合

(業務用)

別紙（特約条項）

（業務体制を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取）

第〇条 受託者は、業務体制を確認できる書類を作成し、委託者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、前項の書類の内容について、委託者から事情聴取を求められたときは、主任技術者等がこれに応じなければならない。

（業務計画を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取）

第〇条 受託者は、仕様書に基づく業務計画を確認できる書類を作成し、委託者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、前項の書類の内容について、委託者から事情聴取を求められたときは、主任技術者等がこれに応じなければならない。

一般的な入札における工事の失格判断基準

最低価格入札者の提出する工事費等内訳書に示す各費目の積算内訳の額のいずれかが、下表に掲げる失格判断基準率を設計金額の積算内訳に示す各費目の額に乗じて得た額に満たない場合又は各費目の合計額が入札価格と一致しない等、工事費等内訳書の計算に誤りがある場合は、失格と判断する。

(失格判断基準率)

区分 \ 費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
一般工事 ^{※1}	97%	90%	90%	70%
プラント工事 ^{※2}	90%	80%	90%	70%
WTO適用工事	90%	80%	80%	40%

※1 第3条第1号イに定める工事（WTO適用工事を除く。）

※2 第3条第1号アに定める工事（WTO適用工事を除く。）

総合評価適用工事の失格判断基準

落札予定者の提出する工事費等内訳書に示す各費目の積算内訳の額のいずれかが、下表に掲げる失格判断基準率を設計金額の積算内訳に示す各費目の額に乗じて得た額に満たない場合又は各費目の合計額が入札価格と一致しない等、工事費等内訳書の計算に誤りがある場合は、失格と判断する。

(失格判断基準率)

区分 \ 費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
プラント工事※1	90%	80%	90%	70%
W T O適用工事	90%	80%	80%	40%
上記以外の工事	92%	85%	90%	70%

※1 W T O適用工事を除く。

市況連動型失格判断基準

調査基準価格を下回る入札者の入札価格が、以下の算式によって算定される市況連動型失格判断基準（小数点以下切り捨て）を下回る場合は失格と判断する。ただし、調査基準価格未満であって市況連動型失格判断基準を満たす入札者が存在しないときはこの限りでない。

市況連動型失格判断基準の算定式

$$\text{市況連動型失格判断基準} = \text{調査基準価格} - \frac{t \times s}{\sqrt{n}}$$

調査基準価格 = 当日の入札価格（※）の平均値
 ※ 要領第17条各号に定める入札書の記載金額を除く。

- t : 信頼係数95%に対応するt分布の5%両側有意水準（自由度m）の値（※1）
- s : 標本標準偏差（※2）
- n : 標本サイズ（=入札参加者数（※3））
- m : 入札参加者数から1を差し引いた数

※1 例) 入札参加者数が20者の場合
 自由度mは19(20-1)となり、5%両側有意水準の値は2.093となる。

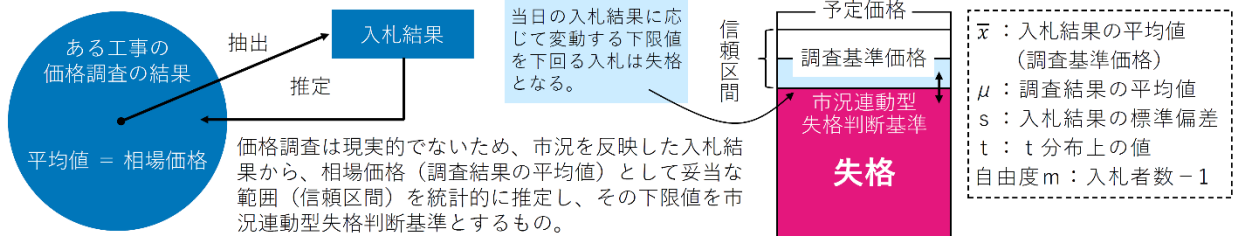
t分布表 (抜粋)

自由度	両側有意水準
	0.05
1	12.706
2	4.303
19	2.093

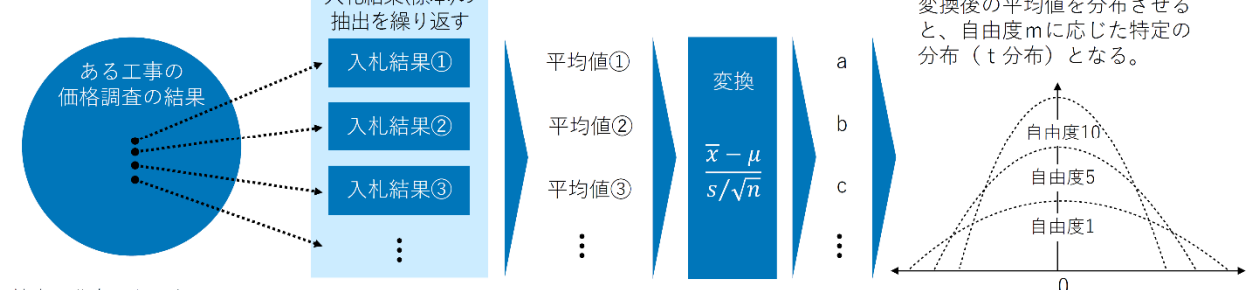
t分布表の数値
 エクセルのT.INV.2T関数を使用して計算することも可能。この場合は小数点第4位を四捨五入とする。

- ※2 調査基準価格から入札価格（調査基準価格の算定に使用した入札価格に限る）を差し引いた値を二乗して得た値の合計を、入札参加者数から1を差し引いた数で除した値の平方根。
- ※3 調査基準価格の算定に使用した入札者数をいう。

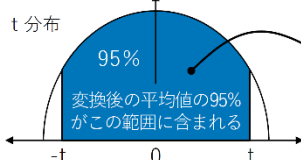
基本的な考え方



推定の手法



特定の分布となるため、95%の確率でデータが含まれる範囲を特定することができる。



変換後の入札結果の平均値が -t から t の範囲内にあるためには以下の算式を満たす必要がある。

$$-t \leq \frac{\bar{x} - \mu}{s/\sqrt{n}} \leq t \longrightarrow \bar{x} - \frac{st}{\sqrt{n}} \leq \mu \leq \bar{x} + \frac{st}{\sqrt{n}}$$

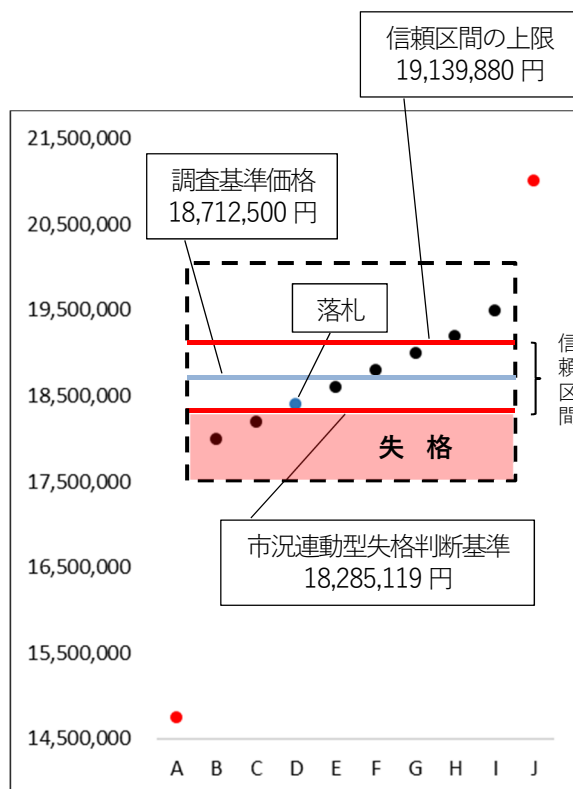
5%両側有意水準の値(自由度19)
 -t = -2.093 t = 2.093

市況連動型失格判断基準

市況連動型失格判断基準の算出例

予定価格 20,000,000 円

入札者	入札価格	備考
A	14,750,000 円	平均値から除外
B	18,000,000 円	失格
C	18,200,000 円	失格
D	18,400,000 円	落札
E	18,600,000 円	信頼区間の範囲内
F	18,800,000 円	
G	19,000,000 円	
H	19,200,000 円	信頼区間の範囲外
I	19,500,000 円	
J	21,000,000 円	平均値から除外



ステップ1 ～調査基準価格の算出～

調査基準価格 = 当日の入札価格の平均値

- 入札者 A ⇒ 予定価格の 75% の金額 (15,000,000 円) 未満のため除外。
- 入札者 J ⇒ 予定価格 (20,000,000 円) を上回るため除外。

入札者 B から I までの入札価格の平均値を算出する。

$$\begin{aligned} \text{調査基準価格} &= (18,000,000 \text{ 円} + 18,200,000 + \dots + 19,500,000) \div 8 \\ &= 18,712,500 \text{ 円 (小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

ステップ2 ～市況連動型失格判断基準の算出～

$$\text{市況連動型失格判断基準} = \text{調査基準価格} - \frac{t \times s}{\sqrt{n}}$$

- $t = 2.364624252\dots$
 エクセルの T.INV.2T 関数を使用して計算する。 ⇒ T.INV.2T (0.05, 7) = 2.365 (小数点第 4 位を四捨五入)
- $s = 511,126.2075\dots$ 円
 エクセルの STDEV.S 関数を使用して計算する。
 $\sqrt{[(18,000,000 \text{ 円} - 18,712,500)^2 + \dots + (19,500,000 \text{ 円} - 18,712,500)^2]} \div 7 = 511,126.2075\dots$ 円
- $n = 8$

$$\begin{aligned} \text{市況連動型失格判断基準} &= 18,712,500 \text{ 円} - (2.365 \times 511,126.2075\dots \text{ 円}) \div \sqrt{8} \\ &= 18,285,119 \text{ 円 (小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

別表 1

対象	調査事項等
工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事費等内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、機器費（プラント工事の場合のみ）の内訳） 2 工事費等内訳書調査書（様式 4-1 ※） 3 その価格により入札した理由 4 低入札価格調査の対象工事の施工場所付近における手持工事の状況 5 低入札価格調査の対象工事に関連する手持工事の状況 6 低入札価格調査の対象工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理条件） 7 手持資材の状況 8 資材購入先及び購入先と入札者との関係 9 手持機械等の状況 10 労働者の具体的供給見通し 11 過去に施工した公共工事の施工状況 12 経営内容 13 経営状況（保証会社等へ照会） 14 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等） 15 見積書（下請予定業者、納入予定業者等） 16 配置予定技術者名簿（様式 5） 17 下請（予定）業者等一覧表（担当工事内容、会社名、経費内訳、請負金額など）（様式 6-1） 18 労務者の確保（計画）（下請会社名、職種、労務単価、員数など）（様式 7-1） 19 その他必要な事項
業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 その価格により入札した理由 2 現在の手持ちの業務の状況 3 技術計算等専門業に外注する場合の状況又は作業計画書 4 従事する技術者の状況 5 過去に受託した公共事業に係る業務委託状況 6 経営状況等（保証会社等へ照会） 7 その他必要な事項

※ 総合評価適用工事の場合は「様式 4-2」

別表 2

対象	監督及び検査体制の強化等にかかる措置
工事	<p>1 施工体制台帳の内容に係る事情聴取 工事等担当課長は、施工体制台帳の内容について、必要に応じて現場代理人若しくは請負人の支店長又は営業所長等から、その内容について事情聴取を行うものとする。</p> <p>2 施工計画書の内容に係る事情聴取 工事等担当課長は、共通仕様書に基づく施工計画書を提出させるに際して、必要に応じて現場代理人若しくは請負人の支店長又は営業所長等から、その内容について事情聴取を行うものとする。</p> <p>3 施工体制台帳、施工計画書及び工事工程表の履行確認 工事の監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳、施工計画書及び工事工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聞くものとする。</p> <p>4 工事品質の確保 工事の監督員は、設計図書に基づく段階確認検査又は立会検査の実施頻度を増加するなどにより、工事品質の確保を図る。</p> <p>5 安全な施工の確保 工事等担当課長は、安全パトロールの実施頻度を増加するなどにより、安全な施工の確保に係る確認を行う。</p> <p>6 適正な元請・下請関係の確保 工事等担当課長は、適正な元請・下請関係の確保に係る次の事項の確認を行う。</p> <p>(1) 下請契約内容の確認 適正な下請契約内容について、低入札価格調査済みの「下請業者一覧表」(様式 6-2) 及び「下請代金支払状況表」(様式 8) に基づき履行していることを確認する。</p> <p>(2) 建設労働者の労務単価の確認 適正な建設労働者の労務単価について、低入札価格調査済みの「労務者の確保」(様式 7-2 及び様式 7-3) に基づき履行していることを確認する。</p> <p>7 検査の実施 検査は、適正な元請・下請関係の確保等について、検査担当課長及び検査担当係長の 2 名以上により、しゅん功検査を含め 3 回以上行う。</p> <p>8 工事完成後調査の実施 検査担当課長は、工事完成後においても、「工事完成後調査に係る報告書」(様式 9) に基づき第 6 項各号に定める適正な元請・下請関係の確保についての確認を行う。</p>

業務	<ol style="list-style-type: none">1 業務体制を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取 工事等担当課長は、受託者より業務体制を確認できる書類の提出を 求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じて主任技術者等 から、その内容について事情聴取を行うものとする。2 業務計画を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取 工事等担当課長は、受託者より仕様書に基づく業務計画を確認でき る書類の提出を求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じ て主任技術者等から、その内容について事情聴取を行うものとする。3 重点的な監督業務の実施 業務主任又は業務の監督を行う職員は、仕様書に基づく検査等を実 施するに当たっては、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出さ れた業務体制を確認できる書類及び業務工程表の記載内容にそった業 務が実施されているかの確認を併せて行うものとし、実際の業務が記 載内容と異なるときは、その理由を主任技術者等から詳細に聞くもの とする。4 厳格な検査の実施 検査は、専門的な検査の場合を除き、原則として工事等担当課長が 行うものとする。
----	--

調査基準価格の算定に係る参考調書

工事番号・ 工事名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

(1) 本工事（土木系工種（土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種）の工事、及び、土木系工種以外の工種であって札幌市土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している工事）の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

直接工事費	(千円) の 9.7/10	千円
共通仮設費	(千円) の 9/10	千円
現場管理費	(千円) の 9/10	千円
一般管理費等	(千円) の 7/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

(2) 本工事の工事価格

②	工事価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

$\frac{①}{②} \times 100$	%
--------------------------	---

※ 小数点以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

調査基準価格の算定に係る参考調書

工事番号・ 工事名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

(1) 本工事（土木系工種（土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種）以外の工種の工事。ただし、札幌市土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している工事、及び、機械設備工種のうち昇降機設備工事を除く。）の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

直接工事費	(千円) の 9.7/10	千円
共通仮設費	(千円) の 9/10	千円
現場管理費	(千円) の 9/10	千円
一般管理費等	(千円) の 7/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

※ 直接工事費[千円未満切捨て] = 直接工事費[一円単位] - (直接工事費[一円単位] × 0.1)

※ 現場管理費[千円未満切捨て] = 現場管理費[一円単位] + (直接工事費[一円単位] × 0.1)

(2) 本工事の工事価格

②	工事価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

① / ② × 100	%
-------------	---

※ 小数点以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

調査基準価格の算定に係る参考調書

工事番号・ 工事名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

(1) 本工事（機械設備工種のうち昇降機設備工事）の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

直接工事費	(千円) の 9.7/10	千円
共通仮設費	(千円) の 9/10	千円
現場管理費	(千円) の 9/10	千円
一般管理費等	(千円) の 7/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

※ 直接工事費[千円未満切捨て] = 直接工事費[一円単位] - (直接工事費[一円単位] × 0.2)

※ 現場管理費[千円未満切捨て] = 現場管理費[一円単位] + (直接工事費[一円単位] × 0.2)

(2) 本工事の工事価格

②	工事価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

① / ② × 100	%
-------------	---

※ 小数点以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------------	---------	---

調査基準価格の算定に係る参考調書

業務番号・ 業務名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

(1) 本業務（建築設計等業務及び設備設計等業務。ただし、土木設計等業務及び橋梁設計等業務と同様の費目により予定価格を算出する設備設計等業務を除く。）の直接人件費、特別経費、技術料等経費及び諸経費の合計額

直接人件費 () 千円) の額	千円
特別経費 () 千円) の額	千円
技術料等経費 () 千円) の6/10	千円
諸経費 () 千円) の7/10	千円
① 計	千円

※ 千円未満切捨て

(2) 本業務の業務価格

② 業務価格	千円
--------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
----------------------------------	---

※ 小数点以下切捨て
 ※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

調査基準価格の算定に係る参考調書

業務番号・ 業務名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

- (1) 本業務（土木設計等業務、橋梁設計等業務、並びに、これらと同様の費目により予定価格を算出する設備設計業務、及び、支障物件調査業務）の直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の合計額

直接人件費 () 千円) の額	千円
直接経費 () 千円) の額	千円
その他原価 () 千円) の9/10	千円
一般管理費等 () 千円) の5/10	千円
① 計	千円

※ 千円未満切捨て

- (2) 本業務の業務価格

② 業務価格	千円
--------	----

※ 千円未満切捨て

- (3) ①の②に占める割合

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
----------------------------------	---

※ 小数点以下切捨て
 ※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

調査基準価格の算定に係る参考調書

業務番号・ 業務名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

(1) 本業務（地質調査業務）の直接調査費、間接調査費、諸経費及び解析等調査業務費の合計額

直接調査費 (千円) の額	千円
間接調査費 (千円) の9/10	千円
諸経費 (千円) の5/10	千円
解析等調査業務費 (千円) の8/10	千円
① 計	千円

※ 千円未満切捨て

※ 直接調査費[千円未満切捨て] = 直接調査費[一円単位] + 直接経費(一般調査)[一円単位]

※ 解析等調査業務費 = 解析等調査業務価格

(2) 本業務の業務価格

② 業務価格	千円
--------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

$\frac{①}{②} \times 100$	%
--------------------------	---

※ 小数点以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

調査基準価格の算定に係る参考調書

業務番号・ 業務名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

(1) 本業務（測量業務）の直接測量費、測量調査費及び諸経費の合計額

直接測量費 () 千円) の額	千円
測量調査費 () 千円) の額	千円
諸経費 () 千円) の5.5/10	千円
① 計	千円

※ 千円未満切捨て

(2) 本業務の業務価格

② 業務価格	千円
--------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
----------------------------------	---

※ 小数点以下切捨て

※ 92%を超える場合にあつては92%とし、75%に満たない場合にあつては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

調査基準価格の算定に係る参考調書

業務番号・ 業務名	() 第 号
開札日	年 月 日 ()

(1) 本業務(道路維持除雪業務)の直接業務費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

直接業務費	(千円) の 9.5/10	千円
共通仮設費	(千円) の 9/10	千円
現場管理費	(千円) の 8/10	千円
一般管理費等	(千円) の 4/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て
 ※ 現場管理費には、除雪センター人件費、除雪センター経費、仮設費(雪対策施設管理工)を含む。

(2) 本業務の除雪業務価格

②	除雪業務価格	千円
---	--------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

①/②×100	%
---------	---

※ 小数点以下切捨て
 ※ 92%を超える場合にあつては92%とし、75%に満たない場合にあつては75%とする。

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

様式2 (低入札価格調査結果報告書)

部長	課長	係長	係	報告日	年 月 日
				報告者	(入札執行者) (工事等担当課長)

低入札価格調査結果報告書

下記工事の低入札価格調査を実施した結果について報告します。

工事名	
調査対象者	
[調査の結果]	
[意見]	

審議結果調書

部長	工事等担当部長	工事管理室長	係	入札執行者

審議日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分まで	審議場所	
審議結果	調査の対象者を落札者として (認める ・ 認めない)		
理由			

備考1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3-1 (落札結果通知書(1))

第 号
年 (年) 月 日

(落 札 者) 様

札幌市長 印

落 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者に決定しましたので、通知いたします。

記

1 工 事 名 () 第 号

2 入 札 金 額 金 円

契 約 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

※ 契約書は、 月 日から 局 部 課において渡しますので、同日から 日以内に同課に提出してください。その期日内に提出しない場合は、落札を取り消します。

備考 1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3-2 (落札結果通知書(2))

第 号
年 (年) 月 日

(入 札 者) 様

札幌市長 印

落 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1 工 事 名 () 第 号

2 落 札 者

3 入 札 金 額 金 円

契 約 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
円

備考 1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3-3 (落札結果通知書(3))

第 号

年 (年) 月 日

(最低価格入札者) 様

札幌市長 印

落 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者としなことに決定しましたので、通知いたします。

記

1 工 事 名 () 第 号

2 入札金額 金 円

3 落札者としな理由

(記載例) 工事費等内訳書に示す費目の積算額が、基準額を満たしておらず、札幌市工事等低入札価格調査要領(平成14年12月24日財政局理事決裁)第9条第2項の調査により失格と判断したため。

備考1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難い場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

工事費等内訳書調査書 (一般的な競争入札)

工事名：
調査対象者：

1 工事

(一般工事※1)

	設計金額の積算内訳額 (円)	失格判断基準率	失格判断基準額 (円)	最低価格入札者の積算内訳額 (円)	適否
直接工事費		97%			
共通仮設費		90%			
現場管理費		90%			
一般管理費等		70%			

(プラント工事※2)

	設計金額の積算内訳額 (円)	失格判断基準率	失格判断基準額 (円)	最低価格入札者の積算内訳額 (円)	適否
直接工事費		90%			
共通仮設費		80%			
現場管理費		90%			
一般管理費等		70%			

(WTO工事)

	設計金額の積算内訳額 (円)	失格判断基準率	失格判断基準額 (円)	最低価格入札者の積算内訳額 (円)	適否
直接工事費		90%			
共通仮設費		80%			
現場管理費		80%			
一般管理費等		40%			

最低価格入札者の積算内訳額のいずれか < 失格判断基準額 のときは失格と判断する※3

※1 第3条第1号イに定める工事 (WTO適用工事を除く。)

※2 第3条第1号アに定める工事 (WTO適用工事を除く。)

※3 各費目が失格判断基準額を満たしている場合であっても、工事費等内訳書の計算に誤りがある場合は失格と判断する。

工事費等内訳書調査書 (総合評価適用工事)

工事名：
調査対象者：

1 工事

(プラント工事※1)

	設計金額の積算内訳額 (円)	失格判断基準率	失格判断基準額 (円)	最低価格入札者の積算内訳額 (円)	適否
直接工事費		90%			
共通仮設費		80%			
現場管理費		90%			
一般管理費等		70%			

(WTO適用工事)

	設計金額の積算内訳額 (円)	失格判断基準率	失格判断基準額 (円)	最低価格入札者の積算内訳額 (円)	適否
直接工事費		90%			
共通仮設費		80%			
現場管理費		80%			
一般管理費等		40%			

(上記以外の工事)

	設計金額の積算内訳額 (円)	失格判断基準率	失格判断基準額 (円)	最低価格入札者の積算内訳額 (円)	適否
直接工事費		92%			
共通仮設費		85%			
現場管理費		90%			
一般管理費等		70%			

落札予定者の積算内訳額のいずれか < 失格判断基準額 のときは失格と判断する※2

※1 WTO適用工事を除く。

※2 各費目が失格判断基準額を満たしている場合であっても、工事費等内訳書の計算に誤りがある場合は失格と判断する。

様式5(配置予定技術者名簿)

発注者名	
工事名称	
入札者名(元請名)	

配置予定技術者名簿

区 分	氏 名	資 格(取得年月日)	免許番号 交付番号	経験年数
監理技術者	〇〇 〇〇	一級土木施工管理技師(H5.6) 監理技術者資格証(H8.7)	第123456号	11
主任技術者				
現場代理人				
合計				

※記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 経験年数欄には、各々の技術者等としての経験年数を記載する。

※添付書類

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。
3. 記載した技術者等の経歴を記載した書面を添付する。

下請(予定)業者等一覧表(経費内訳兼体系図)

発注者名	
工事名称	

工期	年月日 ~ 年月日
----	--------------

請負金額(税込)	0円
----------	----

(元請)

元請会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	0円	0円
機械	0円	0円	0円
労務	0円	0円	0円
その他(経費含)	0円	円	0円
合計金額(税抜き)	0円	0円	0円
請負金額(税込)	0円	0円	0円

(一次下請け)

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	0円	円
労務	0円	0円	円
その他(経費含)	0円	0円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

(一次下請け)

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	0円	円
機械	0円	0円	円
労務	0円	0円	円
その他(経費含)	0円	0円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

(一次下請け)

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	円	円
労務	0円	円	円
その他(経費含)	0円	円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

労務

内容		
会社名	自社労務	
代金額(税抜き)	円	
代金額(税込)	0円	
工期	年月日~年月日	

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	円	円
労務	0円	円	円
その他(経費含)	0円	円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	円	円
労務	0円	円	円
その他(経費含)	0円	円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	円	円
労務	0円	円	円
その他(経費含)	0円	円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

機械

内容		
会社名	自社手持ち	
代金額(税抜き)	円	
代金額(税込)	0円	
期間	年月日~年月日	

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	円	円
労務	0円	円	円
その他(経費含)	0円	円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	円	円
労務	0円	円	円
その他(経費含)	0円	円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

担当工事内容			
会社名			
経費内訳	契約金額	自社	下請
資材	0円	円	円
機械	0円	円	円
労務	0円	円	円
その他(経費含)	0円	円	円
合計金額(税抜き)	0円	0円	円
請負金額(税込)	0円	0円	円
工事	工期	年月日~年月日	

※記載要領

1. 全ての下請予定業者及び直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請(予定)業者の担当工事において使用する予定の資材費、機械経費、労務費、その他費用の区別の金額内訳を記載する。
3. 経費内訳欄(資材費、機械経費、労務費、その他費用)及び請負金額(税込)欄には、自社担当及び下請担当を区分し、その合計を契約金額として記載する。
4. 下請業者等の数が異なる場合など、この様式により難しい場合は、この様式に準じた様式を使用することができる。

資材

資材内容		
会社名		
代金額(税抜き)	円	
代金額(税込)	0円	
納期	年月日	

資材

資材内容		
会社名		
代金額(税抜き)	0円	
代金額(税込)	0円	
納期	年月日	

資材

資材内容		
会社名		
代金額(税抜き)	0円	
代金額(税込)	0円	
納期	年月日	

リース機械

リース機械		
会社名		
代金額(税抜き)	0円	
代金額(税込)	0円	
期間	年月日~年月日	

リース機械

リース機械		
会社名		
代金額(税抜き)	0円	
代金額(税込)	0円	
期間	年月日~年月日	

※注意事項

1. 総合評価落札方式の場合には、この様式の提出を省略することができる。

※添付資料

1. 本様式に記載したすべての下請(予定)業者等について、その押印した見積書(建設業法第20条に基づき、機械経費、資材費、労務費、その他費用)を添付する。

交通誘導員

業務内容		
会社名		
代金額(税抜き)	0円	
代金額(税込)	0円	
期間	年月日~年月日	

下請業者等一覧表（経費内訳兼体系図）

発注者名	〇〇局〇〇部〇〇課
工事名称	国庫補助事業〇〇地区〇〇新設工事

工期	～ 令和3年5月1日 令和3年9月30日
----	-------------------------

請負金額(税込)	142,560,000 円
----------	---------------

下請総額金額(税込)	80,163,000 円
------------	--------------

ヒアリング提出

元請負	〇〇・△△特定共同企業体		
経費内訳	契約金額	自 社	下 請
資 材	49,000,000 円	22,926,000 円	26,074,000 円
機 械	18,600,000 円	6,993,000 円	11,607,000 円
労 務	35,400,000 円	5,727,000 円	29,673,000 円
その他(経費含む)	29,000,000 円	17,997,000 円	11,003,000 円
請負金額(税抜き)	132,000,000 円	53,643,000 円	78,357,000 円
請負金額(税込)	142,560,000 円	57,934,440 円	84,625,560 円

※総合評価落札方式でヒアリングを省略した場合は、【ヒアリング提出】の欄は、空白で提出する。

契約後

元請負	〇〇・△△特定共同企業体		
経費内訳	契約金額	自 社	下 請
資 材	42,500,000 円	20,320,000 円	22,180,000 円
機 械	19,200,000 円	8,220,000 円	10,980,000 円
労 務	38,500,000 円	7,505,000 円	30,995,000 円
その他(経費含む)	31,800,000 円	21,730,000 円	10,070,000 円
請負金額(税抜き)	132,000,000 円	57,775,000 円	74,225,000 円
請負金額(税込)	142,560,000 円	62,397,000 円	80,163,000 円

※ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(一次下請)

道 路 (全 般) 工 事	担当工事内容	道路工事(全般)		
	会社名	株〇〇土建		
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	9,000,000 円	8,500,000 円	-500,000 円
	労 務	28,200,000 円	29,500,000 円	1,300,000 円
	その他(経費含む)	7,900,000 円	8,100,000 円	200,000 円
	請負金額(税抜き)	45,100,000 円	46,100,000 円	1,000,000 円
	請負金額(税込)	48,708,000 円	49,788,000 円	1,080,000 円
	備考	支払い残額有		

工 事	担当工事内容			
	会社名			
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	円	円	円
	労 務	円	円	円
	その他(経費含む)	円	円	円
	請負金額(税抜き)	円	円	円
	請負金額(税込)	円	円	円
	備考			

工 事	担当工事内容			
	会社名			
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	円	円	円
	労 務	円	円	円
	その他(経費含む)	円	円	円
	請負金額(税抜き)	円	円	円
	請負金額(税込)	円	円	円
	備考			

(一次下請)

舗 装 工 事	担当工事内容	舗装工事		
	会社名	〇〇道路株		
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	25,900,000 円	22,000,000 円	-3,900,000 円
	機 械	2,350,000 円	2,200,000 円	-150,000 円
	労 務	455,000 円	450,000 円	-5,000 円
	その他(経費含む)	2,800,000 円	1,650,000 円	-1,150,000 円
	請負金額(税抜き)	31,505,000 円	26,300,000 円	-5,205,000 円
	請負金額(税込)	34,025,400 円	28,404,000 円	-5,621,400 円
	備考	支払い残額有		

(二次下請)

舗 装 工 事	担当工事内容	アスファルト乳剤散布		
	会社名	株〇〇		
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	1,860,000 円	1,860,000 円
	機 械	円	150,000 円	150,000 円
	労 務	円	円	円
	その他(経費含む)	円	163,000 円	163,000 円
	請負金額(税抜き)	円	2,173,000 円	2,173,000 円
	請負金額(税込)	円	2,346,840 円	2,346,840 円
	備考	支払い残額有		

工 事	担当工事内容			
	会社名			
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	円	円	円
	労 務	円	円	円
	その他(経費含む)	円	円	円
	請負金額(税抜き)	円	円	円
	請負金額(税込)	円	円	円
	備考			

(一次下請)

構 造 物 取 壊 し 工 事	担当工事内容	舗装切断		
	会社名	有〇〇産業		
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	95,000 円	100,000 円	5,000 円
	労 務	48,000 円	50,000 円	2,000 円
	その他(経費含む)	24,000 円	25,000 円	1,000 円
	請負金額(税抜き)	167,000 円	175,000 円	8,000 円
	請負金額(税込)	180,360 円	189,000 円	8,640 円
	備考	支払い残額有		

(一次下請)

区 画 線 工 事	担当工事内容	区画線工事		
	会社名	〇〇工業株		
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	174,000 円	180,000 円	6,000 円
	機 械	50,000 円	60,000 円	10,000 円
	労 務	130,000 円	135,000 円	5,000 円
	その他(経費含む)	89,000 円	95,000 円	6,000 円
	請負金額(税抜き)	443,000 円	470,000 円	27,000 円
	請負金額(税込)	478,440 円	507,600 円	29,160 円
	備考	支払い残額有		

工 事	担当工事内容			
	会社名			
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	円	円	円
	労 務	円	円	円
	その他(経費含む)	円	円	円
	請負金額(税抜き)	円	円	円
	請負金額(税込)	円	円	円
	備考			

(一次下請)

緑 石 工 事	担当工事内容	緑石布設工事		
	会社名	株〇〇石工		
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	112,000 円	120,000 円	8,000 円
	労 務	840,000 円	860,000 円	20,000 円
	その他(経費含む)	190,000 円	200,000 円	10,000 円
	請負金額(税抜き)	1,142,000 円	1,180,000 円	38,000 円
	請負金額(税込)	1,233,360 円	1,274,400 円	41,040 円
	備考	支払い残額有		

工 事	担当工事内容			
	会社名			
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	円	円	円
	労 務	円	円	円
	その他(経費含む)	円	円	円
	請負金額(税抜き)	円	円	円
	請負金額(税込)	円	円	円
	備考			

工 事	担当工事内容			
	会社名			
	経費内訳	ヒアリング提出	契約金額	差 額
	資 材	円	円	円
	機 械	円	円	円
	労 務	円	円	円
	その他(経費含む)	円	円	円
	請負金額(税抜き)	円	円	円
	請負金額(税込)	円	円	円
	備考			

様式7-1(労務者の確保(計画))

発注者名	
工事名称	
入札者名(元請名)	

労務者の確保(計画)

会社名	工事内容	職 種	労務単価(円)	員数(人)	金額(円)	摘 要
(株)〇〇〇〇	土工	普通作業員		200		同族会社
(株)〇〇〇〇	附帯作工	ブロック工		40		協力会社
小計						
△△△△(株)	鉄筋組立加工	鉄筋工		80		協力会社
△△△△(株)	型枠加工組立	型枠工		50		協力会社
小計						
合 計						

※記載要領

1. 自社労務者と下請労務者を職種ごとに区別し、自社労務者及び下請労務者ともに労務単価、員数を記載する。
2. 労務単価の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
3. 員数の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 金額欄には、労務単価と員数を積した金額を記載する。
5. 摘要欄には、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社

※注意事項

1. 総合評価落札方式の場合は、この様式の提出を省略することがある。

下請代金支払状況表

(一次下請)

道路 (全般)	担当工事内容	道路工事(全般)			
	会社名	(株)〇〇土建			
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
	2021/5/20	17,500,000		17,500,000	32,288,000
	2021/6/20	15,000,000		32,500,000	17,288,000
	2021/7/20	12,500,000		45,000,000	4,788,000
	2021/8/20	1,100,000		46,100,000	3,688,000
工事	請負金額(税込)	49,788,000			
	備考	支払い残額有			

工事	担当工事内容				
	会社名				
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
				0	0
工事	請負金額(税込)	0			
	備考				

工事	担当工事内容				
	会社名				
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
				0	0
工事	請負金額(税込)	0			
	備考				

(一次下請)

舗装	担当工事内容	舗装工事			
	会社名	〇〇道路(株)			
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
	2021/6/20	10,000,000		10,000,000	18,404,000
	2021/7/20	4,000,000		14,000,000	14,404,000
	2021/7/31		10,000,000	24,000,000	4,404,000
	2021/8/20	2,615,000		26,615,000	1,789,000
	2021/8/31		1,000,000	27,615,000	789,000
工事	請負金額(税込)	28,404,000			
	備考	支払い残額有			

(二次下請)

舗装	担当工事内容	アスファルト乳剤散布			
	会社名	(株)〇〇			
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
	2021/6/20	870,000		870,000	1,476,840
	2021/7/20	600,000		1,470,000	876,840
	2021/8/20	703,000		2,173,000	173,840
工事	請負金額(税込)	2,346,840			
	備考	支払い残額有			

工事	担当工事内容				
	会社名				
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
				0	0
工事	請負金額(税込)	0			
	備考				

(一次下請)

構造物 取壊し	担当工事内容	舗装切断			
	会社名	(有)〇〇産業			
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
	2021/5/20	70,000		70,000	119,000
	2021/8/20	105,000		175,000	14,000
工事	請負金額(税込)	189,000			
	備考	支払い残額有			

(一次下請)

区画線	担当工事内容	区画線工事			
	会社名	〇〇工業(株)			
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
	2021/8/20	180,000		180,000	327,600
工事	請負金額(税込)	507,600			
	備考	支払い残額有			

工事	担当工事内容				
	会社名				
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
				0	0
工事	請負金額(税込)	0			
	備考				

(一次下請)

縁石	担当工事内容	縁石布設工事			
	会社名	(株)〇〇石工			
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
	2021/6/20	480,000		480,000	794,400
	2021/7/20	700,000		1,180,000	94,400
工事	請負金額(税込)	1,274,400			
	備考	支払い残額有			

工事	担当工事内容				
	会社名				
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
				0	0
工事	請負金額(税込)	0			
	備考				

工事	担当工事内容				
	会社名				
	支払い年月日	現金	手形	累計	残額
				0	0
工事	請負金額(税込)	0			
	備考				

※ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

工事完成後調査に係る報告書

年 月 日

札幌市長 様

所在地
(請負人)
名 称

下記の工事について、別紙のとおり報告します。

1 工事の概要

工事番号及び工事名	() 第 号
請負代金額	円
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
検査年月日	年 月 日
受 渡 日	年 月 日

2 提出資料 (※)

- (1) 下請業者等一覧表 (様式 6-2)
- (2) 労務者の確保 (様式 7-2、様式 7-3)
- (3) 下請代金支払状況表 (様式 8)

※ 上記提出資料の他、支払状況を確認できる書類を持参してください。

(例) 契約書、領収書、銀行振込明細書、貸金台帳、建退共済証紙受払簿 等